

2015年2月4日

全国美術館会議 事務局企画担当幹事 村上博哉

(国立西洋美術館副館長兼学芸課長)

全国美術館会議 情報・資料研究部会幹事 川口雅子

(国立西洋美術館学芸課情報資料室長)

美術作品等画像の流通と利用促進に関する要望

1. 著作権法 31 条の主体の拡充

美術館・博物館は著作権物を含む所蔵作品・資料の保存にあたり、著作権法 31 条の範囲内で複製（写真撮影）を行っています。現行法では複製を行う主体が法令に設置根拠のある施設等に限定されていますが、博物館法に規定する登録博物館および博物館相当施設のほかにも、所蔵作品・資料の保存を目的とした複製を行う施設（博物館類似施設）が数多く存在します。

つきましては、第 31 条に定める主体の拡充を次のとおり要望します。

1. 登録博物館および博物館相当施設
2. 前項に準ずる施設（博物館類似施設、教育機関付属施設等）

2. インターネットによる所蔵作品情報の公開に係る画像の使用

所蔵作品情報の公開は今日の美術館に求められる使命のひとつであり、日本の美術館においても、画像付きの所蔵作品データベースをウェブサイトで公開する取り組みが進められています。しかし、著作権処理に係る経費が高額になるため、著作権の残る作品については画像掲載を見送り、文字情報のみ公開することが通例となっています。

この場合、一般利用者は、ある美術館が〇〇という作家の△△という作品を所蔵していることを知っても、その具体的形状を知ることができません。美術作品にとって画像（イメージ）は不可欠な基本情報ですが、美術館は著作権を尊重するがゆえに基本情報を広く公開できないというジレンマに直面しています。結果的に、著作権で保護されている作品は、著作権に係らない作品に比べて情報が流通しにくい状況が生じています。これは美術館や一般利用者のみならず、著作権者にも不利益をもたらすのではないかと考えます。

つきましては、美術館が自館ウェブサイトの所蔵作品データベースにおいて、作品情報の一部としてサムネイル画像を使用する場合には、画像の大きさ・解像度等に一定の条件を設けたうえで、情報公開の公益性を優先し、著作権を制限することを要望します。

3. 美術作品の展示に伴う複製媒体の拡大

美術作品の展示に伴って複製図版を小冊子に掲載する場合は、現行法上でも著作権が制限されています（第 47 条）、今日では、展示の解説・紹介を目的とした制作物は必ずしも紙媒体（小冊子）に限らず、デジタル媒体の使用も一般的になりつつあります。そのため、著作物を掲載できる媒体の範囲を拡大することを要望します。